



衣川 実介

『鋏（くわ）を厚く作ること』

最近の新聞の事件記事面、下の欄は『ごめんなさい』記事でうめつくされています。作った自動車の部品が不良で、リコールをしています。ご愛用者にご連絡ください。ガス湯沸かし器に不良があります。換気には充分注意ください。なお以下の品番をお使いの方は弊社お客様センターへご連絡ください。無償で点検させていただきます。こんな記事などなどです。先日、我が家へも電話が掛かってきました。『T〇T〇社のサービス担当のものですが、お宅のトイレのウォッシュレットが発火の危険性があるので、〇〇日に点検にお伺いします。』点検時に聞くと外国製の部品に不都合があり十数万台出荷したうち3台に不良が見つかったので、今回の措置になったと言います。

奈良時代、その地方の特産品として中央政府に納められた調（ちょう＝税金の一種）には、どこの村のだれだれが納入したとの荷札（木簡＝もっかん）が付けられていました。しかし、鋏（くわ）と鉄には〇〇郷としか記されていません。地方の国司や豪族が百姓など大勢の人夫を雇い（使役し）製鉄し、鍛冶屋をまとめて、郷・里の分を一括して調として納入したのです。

しかし、世の中、どの時代にも不正や不良品が横行しています。延暦16年（797）に太政官が出した命令は右のものです。

調として納入された鋏が悪く使用に耐えない、受け入れ検査は十分にしないで。（こんな内容です。）

製鉄は、砂鉄集め木炭を焼き・輸送等にかかる労力が大きく、一般の農民ではなしえなかったことです。



鋤（すき）

鋏（くわ）

韓国で見た鋤と鋏

『類聚三代格』
太政官符
応に調鋏を厚作すべきの事
右、大納言従三位神王宣す。勅を奉るに、今聞くなり、諸国の調鋏すでに悪くまた薄し。公私に班給せるに曾て用に中らず。良にこれ国宰相吏奉公に心なく、出納の官人検校を存せざるの致す所なり。宜しく厳制を加へて更に然ることを得ざるべし。仍て中辺共に厚く、一ら堅全なることを得しめよ。検納の日は諸司相對し、一々簡び取り、行濫あることなかれ。暁諭の後この制に違ひなば、違勅の罪を科し其の物を返却せん。
延暦十六年四月十六日

類聚三代格（るいじゅうさんだいぎやく）は、平安時代（恐らく11世紀）に書かれた法令集。著者は不明。弘仁格・貞観格・延喜格のいわゆる格を事例ごとに類聚（ジャンル分け）してまとめたもの。全30巻と伝えられているが、原本がどういう形であったかは不詳。

平安時代に令外官が増加すると律令で定められた職制が有名無実と化し、従来の官庁ごとに配列されている格では実際の政務には必要な情報の入手が困難となった。そこで「神社事」・「国分寺事」・「庸調事」・「禁制事」・「断罪贖銅事」などのように事例ごとに類聚して90篇（現存82篇）にまとめられた。「類聚三代格」は、当時の格について知るために貴重な史料です。

参考資料

日本古代の鉄生産 たたら研究会 編 1991年1月（株）六興出版
出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

ホームページと電子メールをご利用ください。

URL <http://www2.memenet.or.jp/kinugawa/>
<http://www.kanamonoya.co.jp/ryou@memenet.or.jp>

むらの鍛冶屋®



何でもお気軽にお尋ねください！！